船内御注意

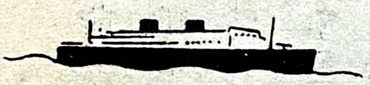

日本郵船

List No. H-151

碇泊中の御注意

船が港に碇泊して居る間は、荷揚人足其他いろんな外來者が頻繁に出入致しますから、船室よりお出かけの節は、船窓を閉ぢ、船室には必らず御自分で錠をお卸しになるやう、又現金及び貴重品はなるべく事務長にお預けになるやう御注意願ひます。

はしがき

皆様も既に御存知の通り、船内では風俗習慣を異にせらるる各國の方々が一個所にお集まりになつて、談話に、御食事に、恰も一家族のやうな生活をなさいますので、自然禮儀作法等も凡てが國際的となり、陸上に於けるとは一種異なつた空氣が醸されて居ります。中には「日本の船ではないか、領土の延長たる自國船の中で西洋の風習に倣ふなんて怪しからぬ」と云はるる方もあるかも知れませんが、國際的の事業を營み、外國を顧客とする以上、日本人同志は内輪であると考へ、外國人を一人でも多く惹きつける様に協力することこそ國富を益す所以ではありますまいか。又皆様の御言動が立派でありましたなら、皆様自身が外國人から尊敬を受けらるるのみならず、延いては外國人が日本人全體に對して、敬愛心を持つやうになることは、皆様と共に疑を容れぬところであります。それで、茲に始めて外國通ひの汽船に乗つて御旅行なさる方々の爲に、簡單な船内の御注意を御參考までに申し上げます。

船内御注意

御服装　船中では船室丈が自宅で、船室外は總て戸外と見做されて居りますから、御服装もその御含みで御用意下さる様御願ひ致します。洋服ならば男子の方にも御婦人の方にも御便利で御座います。和服の場合には船室以外の場所で浴衣掛、素足草履等は御斷り申上げます。また、御婦人の方はストッキングをおはき下さる方が結構で御座います。洋服の場合船室以外でスリッパや草履をお履きになることは一般の作法に反しますから御注意願ひます。

御乘船　御乘船になりますと舷門の係の者がお迎へして、乘船切符を申受け、給仕が御船室に御案内致します。御船室の入口には給仕の名が出て居ります。御用の節は呼鈴をお押し下さいませ。又御訊ねの件は何なりとも案内所でお承り致します。

御食事　御食事時間は船により、また等級により多少の相違はありますが、普通朝食は八時半、晝食は零時半、夕食は七時であります。朝夕には其の時間の外三十分前にも知らせの信號

があります。これは皆様に御身じまひなさる時間を豫報する爲めであります。

壹等船客は、晩餐に限りタキシード御所持の方は着用された方がよろしう御座います。タキシードのズボンはコートと同様黑羅紗、チョッキはコートと同一又は白、シャツは白無地、カラーは立襟又は折襟、ネクタイは黑絹地蝶形、靴は黑のエナメルといふことになつてゐます。普通の黑短靴を代用される方もあります。

西洋食の攝り方に就ては既に御承知のことでもございませうが、帝國ホテル編纂の「ホテルの栞」に基き、その作法に就て聊か左に申上げ、御參考に供したいと存じます。

御食事に當つては凡べて他人に不愉快な感じを與へぬやう、又靜肅上品ならんと御心掛けになれば凡てが解決せらるゝので御座います。御食事前先づ服装を整へ（俗に申す著流し素足は御控へ願ひます）、紳士淑女の態度心得を御忘れなく、食堂に御はひりになる際は必ず脱帽禁煙、司厨（セコンド・スチュワード）の案内に從ひ靜かに歩み、案内者が椅子を引き呉るる儘に

左側より御著席なさるやう、若し御同伴者があれば、一同同時に、又婦人、子供、老人と共になさる時は、先づこの人達を著席せしめ、然る後に腰を下すものとされて居ります。尚、食卓との距離を具合好く定め、姿勢正しく、食卓に肘を突き又は足を組合す等の無作法をなさらぬやう、御席が定まりましたならば、ナプキン（サービエット）を膝に掛け、靜かに御待ち願ひます。

御食事中特に注意すべきことは、日本流の舌打啜込等、凡べて音を立てて食事を攝る事、これは大禁物で御座います。耳鼻を穿り、頭を搔く等、これまた最も嫌ふ所で御座います。偖て愈々食事を御始めなさるにしても、なるべく御同伴の皆様と御一緒にゆつくりと御始めになる事、同伴者の中の最後の人に配ばらるる頃既に食し終り、他人の食事を眺めて居られるのは無作法の一つとされて居ります。一品宛御食事が終へましたならば、ナイフ、フォーク等は丁寧に皿の中央部に縦に竝べ、兩手を膝の上にお置きになれば給仕は御食し終りたるものと承知し

て、假令食品が殘つて居りましても皿を引き去ります。食物特に肉類の切方は、初め中央より二分し更に一方を少量づつ切分けつつ口に運び、唇を閉し音のせざるやう靜かに嚙み乍ら食するので御座います。パンも矢張り小さく先の方から手で割き取り口に致します。そしてバタはバタ・ナイフ（又は便宜ナイフ）を使つて、少しづつパンにつけるもので、パン全體に塗付けてから切つたり、或はパンを以て皿のバタをつけたりするのは宜しくありません。口中より骨皮等を出す時は、他の客に見えざるやう、手を以て口を蔽ひ、且つフォークで密かに皿の端に取除き置くべきもので御座います。先きに膝に置きましたナプキンは、唇又は指先きを一寸輕く拭くに止め、手拭又はハンカチーフなどの代用とすべきものではありません。後からフィンガーボールを給仕が食卓に配りますが、之も手洗や飲料用と間違はれぬやう、これは一種の指洗器のやうなもので、食後の果實又は食事の際、直接手指を以てする食品をあがられた後で簡單に指先或は唇を濕しナプキンで拭へば充分であります。食後の楊子は使はぬのが作法でござ

います。假令御使用なさるにしてもなるべく人目を避け、掌又はハンカチーフの類にて口を蔽うてなすべきで御座います。

御子様方の食事と遊び場所　御子様方の食事は通常一般食事時間の半時間前となつて居ります。又御子様方の爲めに兒童室の設けてある船では、これ等特定の場所以外でお遊びにならぬやう御注意願ひます。

甲板にて　航海中の午後一時から三時迄は、普通休息の時間となつて居り、其の間は船客の方方は一般に、或は讀書をなさつたり、或は午睡をとられたりすることになつて居りますから、遊戯、或はピアノ其の他の樂器の奏樂はもとより、甲板上でも高聲の談笑などは御遠慮願ひます。

甲板用椅子は二三の航路を除き、普通御銘々が一定の料金を御支拂ひになつて使用なさることになつて居ります。

眞夏の暑い時、殊に遊戯でもなさらうと云ふ樣な場合には、兎角服裝の亂れ易いものでありますから、左の點を御注意願ひたいと存じます。

一、詰襟洋服の上衣を脱いで肌衣（シングレット）（通常シャツと稱せらるるもの）一枚になること。

二、ズボン釣を出すこと。

三、ワイ・シャツのカラーを外した儘で上衣をとること。

などは、卽ちそれだけで既に無作法なこととなつて居ります。斯樣の場合（一）ならばシャツ又はスポーツ・シャツならば差支へありません。（二）に於ては、ズボン釣を止して革帶になされば差支へありませんし、又ズボン釣の上にチョッキをお召しになれば申分ありません。肌衣（シングレット）ではいけなくて、スポーツ・シャツならば差支へないなどとなつて來ますと、理窟ではなく唯慣習と申すより外は御座いません。

御婦人におかれては、甲板で涼を納れらるる爲め、伊達卷やしごきばかりで室外に出らるる

ことなどは、最も愼しんで頂きたいと思ひます。

入浴　船内の入浴は、各々、豫め定められた時間、約十五分に限られて居りますから、其の時間内に濟まされることが必要で御座います。尤も浴室付船室を御使用の場合には、專用ですから、時間の制限もなく、御希望の時に御入浴出來る譯であります。浴槽内の湯は普通、鹽水で（日華聯絡線長崎丸、上海丸の兩船は淡水を使用してをります）、上がり湯だけが眞水であります。浴槽内の湯は一回毎に流し去りますから、充分御使用願ひます。

便所　男女各區別してありまして、男子用の方には赤色、婦人用の方には水色の電燈が入口について居ります。御使用については、それぐ\注意事項が掲示してありますから、それをお守り下さるやうお願ひ致します。板の上へはお上りにならぬやう、また紙はパイプの詰まる虞れのないやう、備付のもののみ御使用願ひます。

就寢　船内では午後十一時以後を一般就眠時間として、公室其他に於て消燈致しますから、

同時刻以後は、お互に安眠の出來るやうお靜かに御願ひ致します。

喫煙室内の酒場も普通この時刻に閉鎖されます。御就寢の際は窓掛（カーテン）を下ろし、燈を消して頂きます。靴は航海中は室の扉外にお出し置き下されば、翌朝迄に給仕が磨いて置きます。但し船の碇泊中は、扉外にお出し置きなさらぬやう御注意願ひます。

船內見學　各自等級以外の客室（例へば三等室の方が一等室を）其他一般禁止の場所（例へば船橋、機關室等）を御覽になりたい方は、本船の係員が御案內致します。其場合以外は上記の場所へ御出入なさらぬ様御願ひ致します。

酒、煙草　讀書室、水泳場、體操室竝に兒童室内に於ては御禁煙願ひます。又特に煙草の吸殼は船内は勿論舷外にも不用意に投棄されぬやう御注意願ひます。舷外に投棄された吸殼が船窓から船室内に吹き落されて火災を起した例は尠くございません。

酒、煙草は外國製の品も、喫煙室内の酒場で發賣して居りますが、これを船外に持ち出すと

日本の法規に觸れますから、船内でのみ御使用のことに御承知願ひます。

檢疫　外國航路船の復航は内地諸港に於て檢疫が行はれます。此際出來得る限り速かに一定の場所にお集りを願ひます。さもないと待つ御方は長く待ち、檢疫は手間取り、自然御上陸の時間も後れることになります。

無線電信、電話　無線電信による御通信は何時でも船内電信取扱所又は案内所でお取扱ひ致します。料金も其節御尋ね願ひます。當社遠洋航路客船は、短波長無電送受信裝置を有して居りますから、遠距離に在つても、近距離同樣の料金を以て相互通信することが出來ます。

桑港航路の秩父丸には國際無線電話の設備があり、内地との通話も自由であります。料金は距離によつて違ひますから、其他詳細と共に御尋ね下さい。尙歐洲航路の靖國丸にも近々開設の準備をして居ります。

要塞地帶

要塞地帶内に於ては、撮影、寫生竝に測量は國法により禁止されて居ります、寫眞撮影等御希望の方は國禁を犯されぬやう豫め船長又は事務長に禁止の有無をお確め願ひます。

寫眞機御携帶の方への御注意

寫眞機又は双眼鏡の如き輸入課稅品を携帶して内地諸港間を御航海になる方は、御乘船に先だち豫め乘船地の稅關に右の品携帶乘船の旨お屆出になつて、「搬入證明」をお貰ひになるやうお勸め致します。さもないと上陸地の稅關で輸入品と見做され、課稅される虞れがあります。

また船客御見送り又は御出迎への方で、右の諸品を稅關構内にお持込の方は、豫め稅關（臨港列車の方は車内の稅關吏）にお屆けになつて、「搬入證明」を受けて置かれないと、お持歸りの節に、輸入品と見做されて面倒を惹き起すことがあります。

貴重品

金錢其他の貴重品は封緘御記名の上、保管方を事務長に御託しなさるやうお勸め致します。

海上の安全を期する爲めに

御乘船後先づ（イ）各自割當の端艇の位置、（ロ）其れに乘る場所竝に順路、（ハ）救命胴衣或は救命浮帶の着用方を御承知置き願ひます。

萬一本船遭難の際は汽笛又はサイレンにより短聲六發以上の連發に續く長聲一發と、同時に警急電鈴を鳴らすか又は銅鑼を連打致します。此信號を御聞きになりましたら直ぐ救命胴衣或は救命浮帶を御着用の上指定の甲板上に御參集願ひます。

航海中端艇操練を行ふ場合には豫め御知らせ致します。此時にも右と同樣に御願ひ致します。

主要航路 / 客船

桑港線	（四隻）	二週一回
シアトル線	（三隻）	二週一回
南米西岸線	（三隻）	毎月一回
歐洲線	（十隻）	二週一回
濠洲線	（三隻）	毎月一回
孟買線	（三隻）	毎月一回
阪神上海線	（四隻）	毎週二回
日華聯絡線	（二隻）	毎四日目
青島線	（一隻）	毎月二回
南洋線	（九隻）	毎月三回
天津線	（三隻）	毎五日目
基隆線	（三隻）	毎月六回

日本郵船株式會社本店 及び東京船客切符發賣所

東京市麴町區丸ノ内郵船ビルディング　電話丸ノ内(23) 二五一一・二五二一／二五三一・二五三四

橫濱支店	橫濱市中區海岸通三丁目九番地	電話本局(2) 三八三一・三九三一
名古屋支店	名古屋市中區天王崎町四番地	電話本局 一一七一—一一七三
京都取扱店郵船組	京都市七條通堀川西入	電話下 三二二
大阪支店	大阪市西區川口町廿六番地	電話西 三五—三八・三八三
大阪船客切符發賣所	大阪市東區備後町二丁目五八番地	電話本町 一六四五—一六四六
神戶支店	神戶市神戶區海岸通一丁目十番地	電話三ノ宮 一二八・六八〇
門司支店	門司市棧橋通一番地	電話 四二—四三・八三
下關船客切符發賣所	下關市岬之町	電話 一三
長崎支店	長崎市常盤町四番地	電話 二九五〇—二九五二

右の他、當社船寄港地は勿論、海外主要各地に支店、出張所、代理店又は取扱店を有し、他方、近海郵船會社の代理店及びキュナード・ホワイト・スター汽船會社東洋方面に於ける船客業務代理店であります。

No・6—20M—　昭和十二年三月　山阪印刷株式會社

N.Y.K. LINE